



伊藤穰一の

フューチャースケープ

ROUND4 特別対談：国民共通番号とその先に待つもの

改正住民基本台帳法が成立したのは1999年の8月。もう2年以上たっているけど、これがどんなに大きなステップかということに、みんなあまり気づいてないようだ。かなり危険な未来に向けて、大きく一歩、踏み出そうとしているというのに。

これが本当に施行されれば、2002年の8月から、僕にもたぶんあなたにも、11ケタの番号が振られることになる。今回はこの話をきっかけに、自分の情報がデジタル化され、誰かに管理される時代のプライバシーについて考えてみよう。一緒に考えてくれるのは、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科の岩村充先生。僕とはちょっと意見が違うんだけど、いろんなインスピレーションを与えてくれる人だ。

協力・関 聡司
構成・先田千映
Photo : Nakamura Tohru (mermaid)

政府は自分たちが集める 個人情報の量を増やしている!

改正住民基本台帳法(1)の条文には「こんな風にプライバシーが侵害されるんだ!」とわかるような細かいことは書いてない。だけど、政府や「住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)のシステムを作っているベンダーの発言からは、彼らが政府に集まる個人情報の量を増やすためのシステムを作ろうとしていることがわかる。

注意しなきゃいけないのは、テクノロジーの進歩によって、僕らのプライバシーが侵されるリスクがおそろしく増大するということだ。もちろん今だって、国が人権侵害につながるような情報を収集することは可能だ。でも、一元化された番号で、しかもデジタルデータとして管理することで、意図的あるいは意図さえない人権侵害や情報漏れの可能性があり、そしてそれらが僕らに及ぼすダメージが飛躍的に大きくなってしまふ。

この法改正の中でも重要な問題は、11ケタの国民番号にもとづいて地方自治体がICカードを発行できるようになること(2)。すでにある社会保険番号なんかよりずっと汎用性が高いから、みんな自然にこの番号が記載されたカードを携帯するようになるだろうし、提示を求められることも当たり前になるだろう。ここまで強力に本人確認ができるものなんてこれまでなかったんだから。

民間の悪徳業者みたいな人たちがこの番号を悪用するということについては、僕はそれほど心配していない。彼らに対しては政府や非政府組織が監視しているから。僕らが今、危険を承知で見過ごそうとしているのは、政府が巨大な個人情報のデータベースを作ろうとしているのに、そのセキュリティーやポリシー、あるいは使用を監視できるような機構が存在しないという危険性だ。こんなに重要なシステムを

キチンと守れるような トレーニングとかセキュリティ体制とか思想とか 必要な能力が現段階で整っているとはとても思えない。ついこの間は、当の法務省がメーリングリストに登録されてる大量のアドレスを全員に配信しちゃうし(法務省は事故だったと釈明している)。米国では軍のデータベースがクラックされて、兵士の血液型データが改竄されたり、オーストラリアでは病院のカルテが改竄されて、患者が死亡したりするようなことまで起きている。「国が管理すれば安全」なんて、いったい誰が言える？

僕たちの情報をオンラインに載せることに伴うリスクは大きい。僕の考えでは、「情報はいったん作られたら、滅ぼすことはできない。永遠に生き続ける」。その過程のどこかの時点で、間違った使い方をされる可能性があるということについては、疑問の余地はない。

さて、前置きが長くなったけど、いよいよ岩村先生にご登場願おう。

反対する理由はいろいろ 議論を徹底することが肝心

伊藤: 僕は今、国民共通番号制に反対する運動(3)の幹事をやってるんだけど、岩村先生にも協力してもらってるんですよ。

岩村: 幹事にはならないけれど、カンパのお金は振り込んだ(笑)。同じ反対でもちよっと考え方が違うから。

国民番号制にはいろんな理由でいろんな人が反対しています。まず生理的あるいは感情的な反発。これも結構大事なんですけどね。それから、伊藤さんや櫻井さんたちの運動は、おもに「個人情報が悪用されることが心配だ」という視点に立脚している。でも私が反対する理由は少し違うんです。

私は人が生活する以上、アイデンティティを持つこと、あるいはIDに対する認識を持つことは必要だと考えます。それ自体

は必ずしも悪いことじゃない。ただしそれを「国が振る」のは、そもそもよろしくないなど。というのも、国を監視する機構はどこにも存在しないでしょう。悪用を心配するよりも、むしろ「国が管理する」ということの問題点を議論しなくてはならない。

伊藤: 整理された議論としては、僕も岩村先生が言っているとおりだと思う。個人的には同じ意見。ただ、その議論にスポットを当てて、みんなに聞いてもらうためには、どういう話から始めるか だから今度の運動でも、銀座の街頭でスピーチしたりピラ配ったりしたわけ。タクシー乗るたびに運転手さんと国民番号の話をして、最初は「便利でいいんじゃないの」と言われても、必ず降りるまでには反対するように説得するし(笑)。

最近わかったんだけど、やっぱり一般の人たちが動かないと、日本の政治は動かない。一方で、政治が勝手に動き出すと全部が一気にザーッと動いてしまう。そこをリアルに考えると、「悪用されると怖いよ」という社会的インパクトは重要だと僕は思う。

岩村: そうですね。ただ、「悪用されることが心配だ」という論理でいくと「だからこそ国が管理しなければ」という論理につながりかねない。それはいただけない。

誰にも監視されない国という存在が、人のアイデンティティを管理するというのは、そもそも非常に危険で、間違った制度なんです。「夜警国家」という言葉がありますが、夜警は自分に利害がないからこそ夜警なんです。自分で人のIDを管理して、管理しながら悪用を監視する これはおそらく不可能ですよ。行司が相撲をとったり、プロレスでオーナーがリングに上がるようなもの。

特にデジタル化された情報というのは使い減りがしませんから、いかようにも利用して拡散できる。管理するだけでもたいへんです。管理と監視はちゃんと分けたほうがいい。その辺の議論が「むしろ意図的

巨大な個人情報データベースを
政府が作ろうとしているのに
そのセキュリティやポリシーを
監視する機構は存在しない

犯罪者は最初からIDそのものを
作り替えることを狙う
だから犯罪を未然に防ぐのには
あんまり有効ではない

に「未整理な状態のまま、この法律が施行されてしまうことだけは避けなければならない。

伊藤：ドイツでは、同じような国民ID制度が憲法裁判所でひっくり返されてる(4)、本当に大きなステップだから、議論を尽くしたうえでちゃんとした法律を作らないといけない。「番号を振って、カード持ってたら便利じゃん」みたいな考え方でバンバン行ってしまいそうな流れを、ここで1回断ち切らないと。

岩村：つまり、立法側、国の理屈はこういうことなんですよ。「国は番号を振るだけ。ICカードを発行するのは地方自治体。だからいいでしょ、人権守られてるでしょ」と。私はあまのじゃくでね、「だからダメなんだよ！」と言いたい。

公権力による行為は、それ自体が明確に定義され、限定されていなきゃいけないんです。「何を目的に、どこまで入り込むのか」を明確にして、デモクラシーの手続きによって決めなくてはいけない。番号だけ振っておいて、なし崩し的に外縁が広がることを最初から期待するような制度というのは、エリートとしての誇りをなくした人たちが書いた法律だな、と私は思います。

**犯罪抑止には無効
むしろ「裏社会」が広がる**

伊藤：このご時世、犯罪防止とかセキュリティの面で「国民IDがあったほうがいい」という考えにいく人もいると思う。でもイギリスでは、警察が反対しているんだよね。いかにも市民をコントロールしているような悪い印象を与えるから。そんなものがなくても、警察は実はすでにかかなりの情報を持っているし。

岩村：日本の人口が1億2000万人として、テロリストとか、本当に犯罪をやる人を含む全員が「絶対にIDを携帯しなければならない」くらい厳重なセキュリティ体制を敷くことは、国民感情的にもコス

ト的にも不可能なんです。とすると、そもそも矛盾しているんですよ。犯罪者とか犯罪者候補の人は、最初からIDそのものを作り替えることを狙うんだから。「たくさんの人にちょっとしたプレッシャーを与える」には非常に有利になるんだけど、実際にはテロや犯罪を未然に防いだり解決したりすることにはあんまり有効ではない。

伊藤：そうですね。デジタルデータで一元管理することで可能なのは「あやしい人リスト」を作ることくらい。知らないうちにそんなリストに入れられるのも嫌だけど、僕がいちばん嫌なのは、リストに入れられないようにみんなが行動するようになること。政府にトラッキングされている分野で自分がいかに誠実に見えるか。そんなことをみんなが考えて行動して、それがデジタルで整理されてしまうと、「まともな人」と「あやしい人」がすごく単純に分かれてくる。

米国で「反テロ法」(5)成立したじゃない。あれってすごい法律なんだよね。いろんなプロセスをなくしてしまって、FBIもCIAも一緒だ。日本でも同じようなことが起きる可能性がある。

政府って常に振り子のように揺れているもので、たまに戦争やテロが起きると激しく揺れる。そこで、変な方向に大きく揺れたところでビシッと止まるってことが、デジタル化されるとよけいに起きやすくなると思うんだ。

岩村：今伊藤さんが言ったことについては、私はむしろもっと悪いケースのほうがリアルだと思う。つまり、犯罪者とか犯罪者候補の間では、IDを必要としない取引形態とかエコノミーとかが発展してしまう可能性が強くなることです。表の顔と裏の顔がどんどん分離してくる。みんなが「政府による監視がどこまで広がるかわからない」と本当に考え始めると、考える以上に表のエコノミーが小さくなってしまいう可能性はあるんですね。だからこそ国の法律や制度は、明確に定義され、限定されなければならない。

今回のまとめ:

国民番号やICカードの問題は、岩村先生が言うように、法的に「こういう風に使ってはならない」と明確に定義することがまず大事。それから、技術的な面から「使いやすくなるのか、しないのか」を議論するのも結構大事な話なんだと思ってる。

10月に来日したローレンス・レッグの『CODE』(6)という本にすごく重要なことが書いてある。要は「ソースコードは法律」で「アーキテクチャーが政治」だ。というコンピュータアーキテクチャーにするかというのは、技術的な議論である一方で、すごく政治的でもある。管理しやすくなるか、しづらくするか。個人がコントロールするのか、サーバーが制御権を握るのか。けっこうこの問題に通じるところがあるよね。

法律と技術を別問題として考えて、技術のことは法律に関心のない人に丸投げしちゃおうというのはすごい危ういと思う。たとえばバッファオーバーフローのあるコードは書いてはいけないってことにすれば、すごくセキュリティが強くなるんだけど、そういう議論は全然聞こえてこない。

個人情報情報を撒き散らしたり、国が一元管理したりしなくても、僕らの生活が便利になるようなテクノロジーって本当はたくさんある。ただ「便利になるから」ってだけで思考停止しないで、国会でも、国民レベルでも、もっと話し合わなきゃいけない。

来月は、「技術者になにができるか、何をしなきゃいけないか」という話や、個人情報保護について議論したい。改正住民基本台帳法には、法の施行に当たっては「政府は、個人情報の保護に万全を期するため」に何らかの措置を行うと書かれている。国会ですでに議論されているんだけど、「個人情報保護に関する法整備」が必要だということ。だけど、ご存じのとおり話題になっている個人情報保護法にはたくさん問題がある。ただ、来月には法案の状況が変わっているかもしれないね。

【用語解説】

1 改正住民基本台帳法(基台帳法)
1999年8月成立。全国民への11ケタのID番号の割り当てと「住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)」の構築により、「高度情報化社会に対応して住民の利便の増進及び国・地方公共団体の行政の合理化に資する」ことを目的としている。

2 ICカードの交付
改正基台帳法第三十条に基づき、自分が登録されている基台帳を備えた市町村長に対して交付を求めることができる。この基台帳カードは「その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録された」カードで、ICチップが埋め込まれており、「磁気カードに比べてセキュリティが高い」とされている。e-Japan戦略にある「行政組織の枠を超えて利用可能で、電子印鑑の機能を持ち、セキュリティの高い行政ICカードを早急に導入する」ベースとなるのがこの基台帳カード。

3 国民共通番号制に反対する会
代表・櫻井よしこ(ジャーナリスト) 幹事に三枝成敏(作曲家) 田中康夫(長野県知事) 山田宏(杉並区長) 斎藤真男(ジャーナリスト) プラス伊藤穰一。11月25日には東京都内各所で街頭演説などの活動を行った。

4 ドイツ憲法裁判所
1983年、「国勢調査の項目が詳細すぎる」という憲法異議に対して、当時の西ドイツ連邦憲法裁判所は、「個人を全人格的に管理することにつながる住民基本台帳番号制度は、憲法が保障する人格権を侵害し、憲法違反である」という判決を下した。公共の利益により制限はあるが、個人が「自分の情報を自分で決定する権利」を公式に認めた判決として有名。

5 米「反テロ法」
テロリストの逮捕を目的として、10月26日にブッシュ大統領が署名して、直ちに成立した「USA Patriot Act(米愛国者法)を指す。司法審査なしで「不審な」外国人を拘留できる期間を2日間から7日間に延長し、状況に応じて6か月までの延長が可能とされているほか、捜査機関による電話やインターネット通信の盗聴・監視がより強化されている。盗聴の許可は、従来の管轄裁判所ごとから、捜査対象の個人単位で一括して請求できるようになった。また、昨年話題を呼んだFBIのインターネット盗聴システム「Carnivore」の利用拡大も含まれている。

6 『CODE インターネットの合法・違法・プライバシー』
ローレンス・レッグ著、山形浩生・柏木亮二訳、翔泳社、原題『Code & Other Laws of Cyberspace』。サイバースペースにおける法規制と自由の本質を考えるための材料となる好著。2001年10月にも来日した著者のレッグは、現在スタンフォード大法学部教授。マイクロソフト社の独禁法裁判では連邦裁判所により「スペシャルマスター」に任命されたサイバー法の権威でもある。

【岩村先生プロフィール】

岩村 充(いわむら・みつる) 日本銀行金融研究所調査役、企画局兼信用機構局参事などを経て1998年より早稲田大学大学院アジア太平洋研究センター教授。情報化とグローバル化の中で変革を迫られる経済社会に対応できる若き人材を育成している。『電子マネー入門』(日経文庫)、『サイバーエコノミー』(東洋経済新報社)など著書多数。近著『IT革命を読み解く』(編著、国領二郎ほか著、技術評論社)では伊藤穰一氏も執筆陣として参加している。



from Joi's Diary
www.neoteny.com/jito/

【2001年11月某日】

住民票を取りに区役所に行ったら社員証の提示を求められた。持っていなかったのでフィットネスクラブのカードを提示したら、職員が「住所を確認したい」と言って地図を出してきた。その地図の僕の住所には以前の住人の名前が書いてあったので訂正を加えていた。住民票は無事に発行してもらえたんだけど、フィットネスクラブのカードで、他人の情報まで書き換えられるのはやっぱり怖い。(本人談)



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社**インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp